平成 27 年 8 月から

介護保険制度が一部改正となります

1. 一定以上の所得がある 65 歳以上の方は、介護サービス費用の利用者負担が 1 割から 2 割になります。（64 歳以下の方の利用者負担は 1 割です。）

（介護サービス費負担割合区分）

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">所得要件</th><th>利用者負担割合</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第一号被保険者（65歳以上の方）</td><td colspan="2">本人の合計所得金額が 160 万円未満の方</td><td>1 割</td></tr>
<tr><td rowspan="2">合計所得金額が 160 万円以上</td><td>同一世帯の第 1 号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」
単身の場合：280 万円未満
2 人以上の場合：346 万円未満</td><td>1 割</td></tr>
<tr><td>上記以外の方</td><td>2 割</td></tr>
</table>

介護保険負担割合証が発行されます

要支援、要介護の認定を受けている方全員に、負担割合（1 割または 2 割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（7 月中に発送予定）。

2. 高額介護サービス費の上限額の区分が追加されます。

介護保険を利用されている方で同一月に負担した金額が一定額を超えた時に支給される「高額介護サービス費」について、「現役並み所得者相当」区分が新たに設定されます。現役並み所得相当の方については、上限額が 44,000 円となります。その他の区分の上限はこれまでと変わりません。

※該当すると思われる方へは、町から申請についてのご案内をお送りします。

区分	自己負担の上限（月額）
現役並み所得相当の方	44,000 円（世帯） **※新設**
一般（町民税課税者がいる世帯の方）	37,200 円（世帯）
世帯全員が町民税非課税等の方	24,600 円（世帯）
年金収入 80 万円以下の方等	15,000 円（個人）

3. 介護保険施設利用者の食費・居住費の負担軽減の適用要件が変更になります。

町民税非課税世帯の方が介護保険施設やショートステイを利用する場合に、申請により食費・居住費の負担軽減が行われていますが、今後は、配偶者が町民税課税である場合や、預貯金等が一定額（単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円）を超える場合などは、軽減の対象外となります。

8 月以降、初めて負担限度額認定の申請をする場合には、申請書とともに預金通帳の写し等を提出していただくことになります。

新しい負担限度額認定申請の認定証の有効期限は、平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日までです。

◆問い合わせ　保健福祉課長寿介護係　☎ 585-2125

沢木順 復興支援コンサートⅤ

6 月 14 日、今年で 5 回目となる沢木順復興支援コンサートが観月台文化センター体育館で行われました。すっかりおなじみとなった沢木さんのコンサートに、町内外から約 300 人が来場し、沢木さんの絶妙なトークと迫力ある歌声を楽しみました。

コンサートでは劇団四季ミュージカルで有名な「メモリー」や「愛せぬならば」などの曲が歌われ、また特別出演として日舞若柳流若柳会、国見フラクラブが出演。太田久雄町長も歌を披露するなど、ステージに華を添えました。

また、6 月 19 日、沢木さんの CD 売上金とコンサート会場で集まった募金を町への寄付金として、沢木順コンサート実行委員会代表の阿部裕子さんから太田町長へ手渡されました。町の復興のため活用させていただきます。

おひるねアート、ロティヨガ、アロマ、マッサージ、手作り雑貨・お菓子販売、子どもたちによるステージ発表など、家族みんなで楽しめるイベント♪

◆問い合わせ
企画情報課総合政策室　☎ 585-2217